正会員各位

東京都港区赤坂七丁目 10 番 6 号一般社団法人 保険乗合代理店協会 代表理事 堀井 計

令和 4 年度定時社員総会の招集通知

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、弊協会の令和 4 年度の定時社員総会の開催は以下の通り予定しております。新型コロナウィルスまん延防止の観点から、実際の会場と各社様をオンラインで繋ぎ、いわゆるリアルとオンライン併行開催とさせていただきますことも含め、ここにご通知いたします。会場は、三密を避け、換気等にも十分配慮してリアルも開催いたします。

本状の宛て先が正会員各位となっておりますのは、弊協会定款第 15 条乃至第 18 条に則り、議決権を有する正会員宛てとなり郵送いたします。

準会員、パートナー会員、アドバイザー会員、特別会員各位へはその写しのメール配信をもってご連絡並びに議 案内容の共有とさせていただいております。

なお、本議案中には、定足数の出席を要とする議案がございますので、お手数ながらご欠席の場合は、同封の 委任状に必要事項をご記入、押印の上、4/27 (水) までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和 4 年 5 月 12 日(木曜日)午後 2 時半開場 午後 3 時開会

2. 場 所 〒107-0052

従来と異なります 東京都港区赤坂2丁目 14-27 国際新赤坂ビル 東館 13F

報告事項 報告事項1 令和3年度活動報告の件

報告事項2 令和4年度活動計画の件 報告事項3 令和4年度収支予算の件

3. 決 議 事 項 決議事項1 令和3年度決算承認の件

決議事項2 定款変更の件

決議事項3 理事・監事選任の件

新年度を迎えるにあたり

くごあいさつ>

ロシアによるウクライナ侵攻の勃発により世界中の人々が悲しみと不安に暮れており、連動する世界経済も予断を許さない状況が続いております。

また、一昨年から猛威を振るってきた新型コロナウィルスも、変異を繰り返しながらオミクロン株と化し、重症化リスクは低下したものの、まだまだ晴れやかな状況ではありません。この二つのネガティブな外的要因により、世界経済はもとより日本経済、そして保険業界にも大きな影響を与えています。

更に保険業界では、金融業界全体が顧客本位の業務運営を求められる中、2つの要因が変化を加速させようとしています。1つは「保険会社向けの総合的な監督指針」の改定です。この改定により、民間保険は公的保証制度を補完することが使命であることが明文化され、意向把握確認や募集人教育において、より明確な体制整備を行う必要性が求められるようになりました。

もう 1 つは、生命保険協会様主導により 2 年間に渡り議論を重ねてきた「代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ」(以下 SG)の内容が取りまとめられ、いよいよ 2022 年度からスタートすることです。この SG により、消費者にとって理想的な代理店として求められる取組みを「業務品質評価基準」として 210 項目の基準に取りまとめられました。

この2つの取組は、間違いなく乗合代理店を更なる顧客本位の方向に成長させるでしょう。我々は、この外的内的要因をポジティブに捉え、「真の顧客本位とは何か」の原点に立ち戻り、乗合代理店の価値を再構築していく機会ではないかと捉えています。本年も引き続き生命保険協会様とは「代理店業務品質検討 WG」において協調連携しながら業務品質の向上に取り組むとともに、弊協会活動(定例会、業務品質向上委員会、生産性向上委員会等)の中でも、「あるべき乗合代理店の理想像」を追求していく所存です。また、弊協会が乗合代理店を健全に発展させるための支援団体として永続的に発展するための組織体制の変革にも取り組んでいく所存です。。

そして、「安心」「安全」が最優先の今だからこそ、保険商品という社会インフラを提供することを使命とし、この業界に誇りとやりがいを持って働こうとする若者たちに保険ビジネスの魅力を伝え、優秀な人材を招き入れていくための啓蒙活動の必要性を感じています。我々保代協はこの大きな課題も重要視し、団体としてその解を求めながら粛々と活動を行っていく所存です。

皆さま、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人保険乗合代理店協会 理事長 堀井計

報告事項1 令和3年度事業報告の件

【スローガン】

顧客本位の業務運営を徹底し、乗合保険代理店を健全な 業界にするとともに、消費者や社会から信頼される業界に発展させていこう。 〜ウィズコロナにおける「真の安心と安全」を提供するための 保険代理店業務品質の向上を追求していきます〜

2021 年度取組み

- (1) 会員への満足度向上
 - ① 会員ニーズの把握のためアンケートの複数回実施
 - ② 活動趣旨啓蒙の強化
 - ③ 全体会議・定例会等のリモート参加
- (2)協会に相応しい事務局体制の確立
 - ① 認知度向上のためのホームページの活性化
 - ② 牛保協会・日本代協・ファイナンシャル・アドバイザー協会等との連携強化
 - ③ 金融庁・厚労省・政界とのコミュニケーション継続
- (3) 会員拡大委員会
 - ① チャリティーゴルフコンペ (認知度向上)
 - ② コロナ禍のため、保険会社・会員から紹介していただいた非会員の代理店に定例会全体会議を オンラインで視聴いただき、アンケートを回収し、Meeting 内容の充実と、向上とともに認知度アップを図る
- (4) 顧客本位の業務運営向上のための委員会の充実
 - ①顧客本位の募集品質向上委員会、顧客本位の生産性向上委員会の継続
 - イ) 本年度も合同員会形式を継続
 - 尚、委員会は活発なディスカッションを促すため会員のみの参加に限定します。
 - 口) 今年度のテーマ

募集品質向上委員会

生命保険協会にて審議中の「代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ」の議論について、 当委員会を弊協会での意見集約の場として位置付け代理店の優良な業務品質とは何かを考えていく。 また、その他コンプライアンス、業務品質についての各種テーマについてディスカッションする。

生産性向上委員会

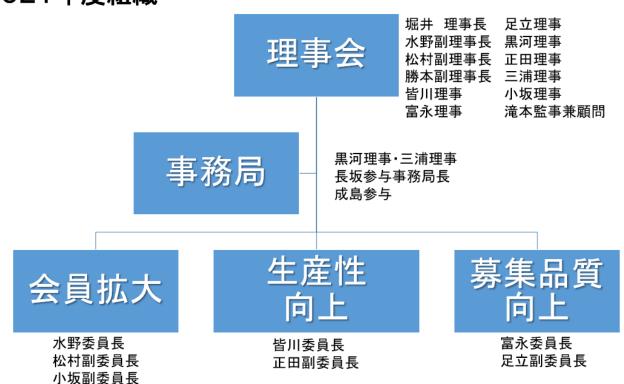
「コロナ禍での生産性確保について」

新型コロナウィルスの影響でお客様との面談機会が減るなか、WEB 面談環境も進化してきており、すでに効率的に運用している会社もあります。

生産性を確保するための保険商談の未来について、保険会社の施策と業界全体、金融庁情報を含めて考える。

<組 織> (2021年度)

2021年度組織



【活動報告】

(1)

① 令和3年05月13日(木) 定時社員総会(リアルとオンライン)

報告事項

- (1) 令和3年年度活動報告の件
- (2) 令和4年度活動計画の件
- (3) 令和 4年度収支予算の件

決議議案

- (1) 決議事項1 令和3年度決算承認の件
- (2) 決議事項2 定款変更の件
- (3) 決議事項3 理事・監事選任の件

報告事項

(1) 令和3年年度活動報告の件

理事会 15回

- ① 令和 3 年 04 月 07 日(水) 臨時理事会
- ② 令和 3 年 04 月 19 日(水) 臨時理事会(メール開催)
- ③ 令和 3年 04月 23日(水) 臨時理事会(メール開催)
- ④ 令和3年05月12日(水)
- ⑤ 令和3年05月13日(木) 臨時理事会
- ⑥ 令和3年06月16日(水) 臨時理事会
- ⑦ 令和3年07月14日(水)
- ⑧ 令和3年08月19日(木) 臨時理事会
- ⑨ 令和3年09月29日(水)
- ⑩ 令和 3 年 10 月 20 日(木) 臨時理事会
- ⑪ 令和3年11月10日(水)
- ② 令和3年12月15日(木) 臨時理事会
- ⑬ 令和4年01月19日(水)
- ⑭ 令和 4 年 02 月 16 日(水) 臨時理事会
- ⑤ 令和3年03月09日(水)

定例会 5回

- ① 令和 3 年 07 月 15 日(木) 第 74 回定例会全体会議
- ② 令和 3 年 09 月 30 日(木) 第 75 回定例会全体会議
- ③ 令和3年11月11日(木)第76回定例会全体会議
- ④ 令和 4 年 01 月 20 日(木) 第 77 回定例会全体会議
- ⑤ 令和 4 年 03 月 10 日(木) 第 78 回定例会全体会議

2021年度定例会メインテーマ

5月:講演:第一生命経済研究所 常務取締役

嶌峰義清(しまみね よしきよ)

主席エコノミストをお招きして

7月:「金融事業者における顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定

着に向けた取組みについて」を考える

9月:オリックス生命による「Invoice」制度の説明

末期ガン宣告された代理店経営者が体験から気づいた これからの保険募集人の在り方とは(ダイジェスト版)

11月:介護・認知症業界に対するメーカーのアプローチと

代理店の開拓方法

1月:新春特別座談会

(アイリック勝本社長・ブロードマインド伊藤社長・

フィックスジャパン三浦社長・保険マンモス古川社長)

3月:生命保険協会 業務品質説明会

【保代協 4 月実施アンケート結果】 → 2021 年度 07 月度 定例会全体会議にて発表

- (4) 会員拡大委員会
- 今期はコロナ禍の下、「緊急事態宣言」、「三密回避」、「新しい生活様式」など社会生活が一変したなかで、 12/13 に狭山ゴルフ・クラブにて医療従事者向けチャリティーゴルフを保代協主催で開催

チャリティー金と保代協運営費から合計 100 万円を日本財団の「医療従事者向け」に寄付し、1 月度定例会全体会議にて報告

- ■保代協ホームページに新規入会のページを新設し、その点から多くの新規会員が入会された
- (5) 顧客本位の募集品質向上・顧客本位の生産性向上 合同委員会 5回 ※合同委員会の開催場所:全て ZOOM にての開催となった 2021年7月、9月、11月、2022年1月、3月

委員会方針:

保険会社、生命保険協会、代理店共通の目標である、「正しい募集」と「不詳事故の防止」を テーマとし、乗合代理店であるが故に発生している不具合を、保険会社に過大な負荷がかからない事案を 優先し解決提案していくこと

(6) 令和3年度 新規入会並びに会員種別変更 一覧 (順不同)

(1)	準会員	アイキッズ株式会社
(2)	準会員	栄進コンサルタント株式会社
(3)	正会員	株式会社 GOESWELL
(4)	アドバイザー会員	東洋証券株式会社
(5)	特別会員	スター保険
(6)	アドバイザー会員	株式会社 GEAR
(7)	アドバイザー会員	クリエイティブフォロー株式会社
(8)	特別会員	なないろ生命保険株式会社
(9)	準会員	ウィンライフ株式会社
(10)	アドバイザー会員	デザートブルーム株式会社
(11)	アドバイザー会員	株式会社 400F
(12)	アドバイザー会員	株式会社 Fundbook

令和元年度 新規加入社数 14 社 (正会員:2社、準会員:7社、アドバイザー会員:5社) 令和2年度 新規加入社数 10社 (正会員:3社、アドバイザー会員:5社、特別会員:1社

種別変更:1社)

令和3年度 新規加入社数 12社 (正会員:1社、準会員:3社、アドバイザー会員:6社、特別会員:2社)

令和 4 年度 加盟·種別変更予定 4/1 8 社

報告事項2 令和4年度事業計画の件

【スローガン】

顧客本位の業務運営を徹底し、乗合保険代理店を健全な 業界にするとともに、消費者や社会から信頼される業界に発展させていこう。 〜乗合保険代理店健全化のために有益な情報提供と啓蒙活動 を推進し、業界全体の業務品質向上を追求し続けます〜

2022 年度取組み

- (1) 会員への満足度向上
 - ① 会員ニーズの把握のためアンケートの複数回実施
 - ② 活動趣旨啓蒙の強化
 - ③ 全体会議・定例会等のリモート参加
- (2) 協会に相応しい事務局体制の確立
 - ① 認知度向上のためのホームページの活性化
 - ② 生保協会・日本代協・ファイナンシャル・アドバイザー協会等との連携強化
 - ③ 金融庁・厚労省・政界とのコミュニケーション継続
- (4) 会員拡大委員会
- ① 保険業法改正、顧客本位の業務運用方針から、今年度は生保協会の業務品質評価が始まります。
- ② 今後の代理店経営に役立つ情報共有の場としての弊協会では全国の代理店が共有できる情報を発信いたします。
- ③ WEB による継続的な情報発信
- ④ 活動内容のご案内
 - ·所属会員 HP との連携
 - ・オブザーバー参加の勧奨
 - ・アドバイザー会員の情報発信活用
 - ・隔月でのセミナー動画公開
- (5) 本年度も合同員会形式を継続 生産性向上委員会/募集品質向上 尚、委員会は活発なディスカッションを促すため会員のみの参加に限定します。

今年度のテーマ

募集品質向上委員会

本年度から始まる「代理店業務品質評価」について、主要 4 項目のうち対応方法に苦慮する設問などをピックアップし、各社がどのように対応することしたのかをディスカッションして、標準的な対応とは何かを考えていく。

牛産性向 上委員会

終息の見えないコロナ禍で、お客様とのコミュニケーションどのように取って契約につなげるのかを各社の成功 事例などを紹介してもらいながら生産性の向上に繋げる。

インシュアテックに拍車がかかる中で、保険販売に及ぶ影響とお客様本位の販売に繋げる手法を情報交換する。

開催日時(定例会と同日) 13:15~14:45

第1回:代理店業務品質の研究 Part1 (顧客対応、アフターフォロー)

第2回:コロナ禍での最新の販売手法

第3回:代理店業務品質の研究 Part2(個人情報、ガバナンス)

第4回:インシュアテック最前線情報 我々はどう生き残るか

第5回:年度の振り返り

2022年度定例会メインテーマ(予定)

5月 基調講演 遠藤元金融庁長官

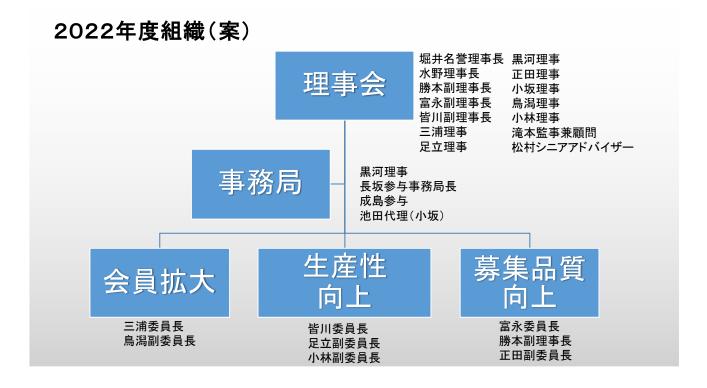
7月 環境変化のある法改正 インボイス・道交法の現状

9月 優績者パネルディスカッション

11月 乗合保険代理店における損保業務品質 パネルディスカッション

1月 新春特別座談会

3月 業務品質基準をクリアするために パネルディスカッション



<2022 年度予定> ※状況を鑑み、適宜、リアル&オンライン、オンラインのみ等にて実施

◆理事会開催済と今後の予定

① 令和4年04月08日(金) 臨時理事会; 社員総会準備、ほか

② 令和 4 年 05 月 11 日(水) 定時理事会;社員総会最終準備

③ 令和 4 年 06 月 XX 日(X) 臨時理事会

④ 令和4年07月XX日(X) 定時理事会・全体会議準備、ほか

⑤ 令和4年08月XX日(X) 臨時理事会

⑥ 令和4年09月XX日(X) 定時理事会・全体会議準備、ほか

⑦ 令和 4 年 10 月 XX 日(X) 臨時理事会

⑧ 令和4年11月XX日(X) 定時理事会・全体会議準備、ほか

⑨ 令和4年12月XX日(X) 臨時理事会

⑩ 令和5年01月XX日(水) 定時理事会・全体会議準備、ほか

⑪ 令和 5 年 02 月 XX 日(X) 臨時理事会

② 令和5年03月XX日(X) 定時理事会・全体会議準備、ほか

(3) 全体会議・定例会 6回

1	令和4年05月12日(木)	定時社員総会	第 79 回ミーティング
2	令和4年07月XX日(X)	定時社員総会	第 80 回ミーティング
3	令和4年09月XX日(X)	定時社員総会	第 81 回ミーティング
4	令和4年11月XX日(X)	定時社員総会	第 82 回ミーティング
(5)	令和5年01月XX日(X)	定時社員総会	第 83 回ミーティング
6	令和5年03月XX日(X)	定時社員総会	第 84 回ミーティング

報告事項 3 令和 4年度収支予算の件

令和 3 年度収支予算

【収入の部】会費収入予算額は期始の会員からの入金分で表示

年会費は今年度、コロナ禍の中リアルとオンラインの同時併行運営により、参加者数を減少することなく、さらに今年度は講師を招聘してのセミナーを多く開催することにより、地域の枠を超えて情報共有を図ることと理事会にて決定しました。

項目		R4年度	R3年度	備考欄
		予算額(円)概算	入金額(円)	R4年度始会員数
前期繰越金		16,465,838	10,612,025	
会費収入	正会員	8,800,000	7,800,000	44社
	準会員(大規模)	2,520,000	2,760,000	21社
	準会員(大規模以外)	1,440,000	1,320,000	24社
	パートナー会員	180,000	180,000	3社
	アドバイザー会員	1,920,000	1,680,000	32社
	特別会員	5,200,000	4,800,000	26社
	入会金その他	100,000	845,000	
	会費収入計	20,160,000	19,385,000	
その他収入	(受取利息) (支払い後戻入)等	150	142	
収入の部合計		36,625,838	29,997,167	

【支出の部】

注) 今年度予算について: 令和3年度収支実績は正味財産増減計算書に記載

項目			R4年度	R3年度	R2年度	備考欄
			予算額(円)	実績額(円)	実績額(円)	
事務費	本部		7,000,000	12,777,559	10,680,035	役員交通費、事務所家賃、HP更新
						広告宣伝 、振込手数料、水道光熱費等
	顧問・業務委託費		7,000,000			委託費等 R3は事務所家賃を含む
	会議費	総会・理事会・定例会費	2,500,000			会議室借料等、講演料、交通費、交際費
	事務費小計	事務費合計	16,500,000	12,777,559	10,680,035	
研究活動費	委員会活動費	会員拡大委員会	800,000		0	交通費、交際費
(本部)		生産性向上委員会	500,000		0	会場費
(委員会等)		募集品質向上委員会	500,000		0	会場費
		業界活動等	400,000			交通費、交際費、講演料
		Web/ML等印刷費		638,279		
		研究活動費		365,491		
		弊協会寄付金		1,000,000		チャリティーゴルフ
		事業費合計		1,003,770		
法人都民税			70,000	70,000	70,000	
源泉所得税			260,000	260,000	256,883	R3は未確定
支出の部合計			19,030,000	14,111,329	11,006,918	

議案書 (決議事項)

第1号議案 令和3年度決算承認の件

- 1. 令和 3 年度決算の承認について 定款第 40 条第 1 項の規定により、本総会の承認を得るものであります。
- 内容
 別紙のとおりです。

財務諸表に対する注記

- 1. 重要な会計方針 消費税等の会計処理については、税込処理を採用している。
- 2. 会計方針の変更 該当なし
- 3. 基本財産及び特定財産の増減額及びその残高 該当なし
- 4. 基本財産及び特定財産の財源等の内訳 該当なし
- 5. 担保に供している資産該当なし
- 6. 固定資産も取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 該当なし
- 7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 該当なし
- 8. 保証債務等の偶発債務 該当なし
- 9. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益該当なし
- 10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 該当なし
- 11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 該当なし

貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

一般社団法人 保険乗合代理店協会 (単位:			(単位:円)
科 目	当年度	前年度	增減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	15,434,072	9,580,259	5,853,813
流動資産合計	15,434,072	9,580,259	5,853,813
2. 固定資産			
その他固定資産			
差 入 保 証 金	1,102,200	1,102,200	-
その他固定資産合計	1,102,200	1,102,200	-
固定資産合計	1,102,200	1,102,200	-
資産合計	16,536,272	10,682,459	5,853,813
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 費 用	9,174	9,174	-
預 り 金	61,260	61,260	-
流動負債合計	70,434	70,434	-
負債合計	70,434	70,434	-
Ⅲ 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
(1)一般正味財産	16,465,838	10,612,025	5,853,813
一般正味財産合計	16,465,838	10,612,025	5,853,813
正味財産合計	16,465,838	10,612,025	5,853,813
負債及び正味財産合計	16,536,272	10,682,459	5,853,813

正味財産増減計算書

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

一般社団法人 保険乗合代理店協会

(単位:円)

一般社団法人 保険乗合代理店協会			(単位:円)
科 目	当年度	前年度	增減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
受取入会金及び受取会費	18,960,000	12,010,000	6,950,000
受取入会金及び受取会費	18,960,000	12,010,000	6,950,000
受取寄付金	745,000	-	745,000
受取寄付金	745,000	_	745,000
雑収入	142	97	45
受取利息	142	97	45
経常収益計	19,705,142	12,010,097	7.695.045
(2)経常費用	,,	-1-1-1-1-0	.,,
事業會	1.003.770	1,228,138	-224,368
WEB·ML等運営費	638,279	808,656	-170,377
研究活動費	365,491	419,482	-53,991
管理書	12,777,559	10,680,035	2,097,524
事務書	12,777,559	10,680,035	2,097,524
経常費用計	13,781,329	11,908,173	1,873,156
当期経常增減額	5.923.813	101.924	5,821,889
2. 経常外増減の部	0,020,010	101,524	0,021,000
(1)経営外収益			
経常外収益計	_	_	_
(2)経営外費用			
経常外費用計	_	_	_
当期経常外境減額	5.923.813	101.924	5.821.889
税引前当期一般正味財産増減額	5,923,813	101,924	5,821,889
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
当期一般正味財產增減額	5,853,813	31,924	5,821,889
一般正味財産期首残高	10,612,025	10,580,101	31,924
一般正味財産期末残高	16,465,838	10,612,025	5.853.813
Ⅱ指定正味財産増減の部	20,200,000	20,022,020	0,000,020
当期指定正味財産増減額	_	-	_
指定正味財産期首残高	_	_	_
指定正味財産期末残高	_	_	_
Ⅲ正味財産期末残高	16,465,838	10,612,025	5,853,813

監査報告書

当法人の監事である滝本豊水は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第11期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

監査の方法及びその内容

監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、正味 財産増減計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年4月19日 一般社団法人 保険乗合代理店協会 監事 滝本 豊水 卿

第2号議案 定款変更の件

今回の社員総会において当協会の定款変更を理事会から提議いたします。

主たる変更点

- ・入会時の提出書類の書類名、文言の統一
- ・代表理事(理事長)の任期期限の制定 → 2期4年を原則として上限とする
- ・名誉理事長、名誉顧問の資格等の決定
- ・理事会開催回数を実態に変更する
- ・理事会議事録の確認・決裁方法の記載

下記、新旧対比表の通り 定款を変更するものであります。

変更前 変更後

第6条

当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書により申込むものとする。 ただし、正会員は、申込時に、「入会申請(更新)事前確認書」の提出と理事2名以上の推薦を得ていなければならない。

- 2. 正会員の入会については、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。
- 3. 準会員の入会については申込時に、「入会申請(更新)事前確認書」の提出と理事長がその可否を決定し、これを申込者に通知するとともに、直近の理事会においてその旨を報告するものとする。

特別会員、アドバイザー会員、パートナー会員の 入会については、理事長がその可否を決定し、これを申込者に通知するとともに、直近の理事会に おいてその旨を報告するものとする。

4. 正会員ならびに準会員は、理事長の指示に 応じて理事会が指定する日において、同会が定め る「再提出確認入会申請(更新)事前確認 書」を理事長に提出し、正会員ならびに準会員と

第6条

当法人の会員として入会しようとする者は、当協会のホームページにある入会申し込みページあるいは理事会が定める「入会申込書」により申込むものとする。ただし、正会員、準会員は、申込時に、「提出確認書」の提出をしなければならない。

- 2. 正会員の入会については、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。
- 3. 準会員、特別会員、アドバイザー会員、パートナー会員の入会については、理事長がその可否を決定し、これを申込者に通知するとともに、 直近の理事会においてその旨を報告するものとする。

4. 正会員ならびに準会員は、理事長の指示に 応じて理事会が指定する日において、<u>当法人</u>が 定める「提出確認書」を理事長に提出し、正会 員ならびに準会員としての資格条件である、書 しての資格条件である、書面の各事項について適 法に事業運営をされている旨を前条(1)に規定す る法人格を有する生命保険・損害保険代理店と しての状況を報告しなければならない。

また、同じく同会が定める「誓約書」を提出した後に、関係主務官庁、保険会社等から虚偽である 旨の指摘を受けた場合は自主的に当協会を退 会する場合があるものとする。 面の各事項について適法に事業運営をされている旨を前条(1)に規定する法人格を有する生命 保険・損害保険代理店としての状況を報告しな ければならない。

また、同じく<u>当法人</u>が定める「提出確認書」を提出した後に、関係主務官庁、保険会社等から虚偽である旨の指摘を受けた場合は自主的に当法人を退会する場合があるものとする。

第8条

会員は、理事会において別に定める入会金及び 会費を納入しなければならない。

2. 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金 及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還し ない。

第 25 条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち、最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了後において、定 員を欠くに至った場合には、新たに選任された者 が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有 する。

第8条

会員は、理事会において別に定める入会金及び 年会費を納入しなければならない。

2. 会員がその資格を喪失しても、既納の入会 金及び<u>年会費</u>は、いかなる事由があってもこれを 返還しない。

第25条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5.代表理事の任期は 2 期 4 年とし、特別な事情のない限り交代するものとする。

第29条

当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2. 顧問は、理事会の決議を経て当法人の運営 に顕著な功績を残した者その他当法人の運営に 関して高度の知識・見識を有すると認められる者 のうちから理事長が委嘱する。
- 3. 顧問は、当法人の諮問に応じ、社員総会及

第29条

当法人に顧問等を若干名置くことができる。

- 2. 顧問は、理事会の決議を経て当法人の運営に顕著な功績を残した者その他当法人の運営に関して高度の知識・見識を有すると認められる者のうちから理事長が委嘱する。
- 3. 顧問は、当法人の諮問に応じ、社員総会

び理事会に出席して意見を述べることができる。

- 4. 顧問は、理事会において任期及び報酬を定めたうえで選任する。
- 5. 前項の規定に関わらず、顧問が職務を行ううえで経費を使用した場合、その費用を支払う。

及び理事会に出席して意見を述べることができる。

- 4. 顧問は、理事会において任期及び報酬を定めたうえで選任する。
- 5. 顧問以外に設置される名誉理事長、シニア アドバイザーには報酬はないものとする。
- 6. 前項の規定に関わらず、<u>顧問等</u>が職務を行ううえで経費を使用した場合、その費用を支払う。
- 7. 代表理事(理事長)が代表の座を退任した場合において、本人が希望した場合には、理事会が承認すれば理事として在任であるかに関わらず、名誉理事長を委嘱できるものとする。
- 8. 副理事長が退任した場合、本人が希望した場合に、理事会が承認すれば、理事として在任であるかに関わらず、シニアアドバイザーを委嘱できるものとする。

第32条

理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種と する

- 2. 定例理事会は、毎事業年度 4 ケ月を超える 間隔で年度内 2 回以上開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である 事項を記載した書面をもって理事長に招集の請 求があったとき
- (3) その他法令の定めにより必要がある場合

第32条 理事会は定例理事会及び臨時理事 会の2種とする。

- 2. 定例理事会は、毎事業年度において<u>特別</u> な事情のない限り年度内 6 回以内で開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である 事項を記載した書面をもって理事長に招集の請 求があったとき
- (3) その他法令の定めにより必要がある場合

第37条

理事会の議事については、法令で定めるところに より議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第37条

理事会の議事については、法令で定めるところに より議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、<u>内容を確認し、</u> <u>異議あれば合意するために最善の努力を行い最</u> <u>終決定は理事長の判断とする。</u>

第3号議案 理事・監事選任の件

本社員総会終結の時を以って理事 7 名の任期が満了することと併せて重任候補として堀井計氏・水野明氏・勝本竜二氏・富永辰人氏・皆川史樹氏・足立哲真氏、新任理事候補として鳥潟英樹氏、小林徹也氏をお願いするものであります。なお、当該理事の任期は、定款 25 条各号の規定により任期満了のときまでとします。

1. 理事選任の件 理事候補者

(重任)

氏名	所属会社・役職等
堀井 計	株式会社ホロスプランニング 代表取締役会長
水野明	株式会社ソニックジャパン 代表取締役社長
かっもと りゅうじ 勝本 竜二	株式会社アイリックコーポレーション 代表取締役社長 CEO
とみなが たっひと 富永 辰人	エフピーサポート株式会社 代表取締役副社長
みながわ ふみき 皆川 史樹	株式会社ライフアシスト 代表取締役
ぁだち でつま 足立 哲真	株式会社 R&C 代表取締役

(新任)

氏名	所属会社•役職等
spite o で t	かぶしきかいしゃ
鳥潟 英樹	株式会社ファイナンシャルアライアンス 取締役社長
^{こぱゃし} てっゃ	がぶしきがいしゃ
小林 徹也	株式会社アイ・ティ・コンサルティング 専務取締役

(任期満了)

氏名	所属会社•役職等
松村光範	がぶしきかいしゃ 株式会社ファイナンシャルアライアンス 代表取締役会長